

和歌山県ジェンダー平等推進センター

概 要

令和 7 年 度

和歌山県 PR キャラクター
「きいちゃん」



和歌山県ジェンダー平等推進センター “りいぶる”

〒640-8319

和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛9階

TEL 073-435-5245

FAX 073-435-5247

URL <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031501/index.html>



目 次

和歌山県ジェンダー平等推進センター“りいぶる”の概要	1
----------------------------	---

令和7年度事業計画概要

1 センター事業一覧	4
2 学習と啓発、出会いと交流事業	5
3 情報の収集と発信事業	8
4 相談と支援事業	9

令和6年度事業概要

1 学習と啓発、出会いと交流事業	11
2 情報の収集と発信事業	19
3 相談と支援事業	25
4 センター利用状況	30

参考資料

和歌山県男女共同参画基本計画（第5次）のあらまし	32
男女共同参画のあゆみ	35
和歌山県男女共同参画推進条例	39
男女共同参画社会基本法	43

和歌山県ジェンダー平等推進センター“りいぶる”の概要

1 基本方針

和歌山県ジェンダー平等推進センターは、ジェンダー平等推進のための様々な活動と交流の拠点として、性別、性自認及び性的指向にかかわらず、一人一人の人権が尊重され、誰もがその個性と能力を十分発揮できる社会を目指します。

2 ジェンダー平等推進センターの果たす機能と役割

センターには、次の4つの機能があり、それぞれに対応した事業を展開しています。

(1) 学習と啓発

講座・講演会・イベントなどを通して、自身の問題解決やジェンダー平等の推進に向けて、知識や能力を身につけることができます。

(2) 出会いと交流

交流スペースでの出会いや、貸室（会議室・一時保育ルーム）を利用して交流を広げることができます。

(3) 情報の収集と発信

ジェンダー平等に関する図書・DVD等を収集しています。また、ホームページ・SNSの開設や情報誌を発行しています。図書・情報資料室では、読む・見る・借りるなど、情報収集ができます。

(4) 相談と支援

あなたの悩みを受け止め、あなたらしく生きるお手伝いをしています。男女共同参画相談員が対応する電話や面接による総合相談、カウンセリング、法律相談、LGBTQ相談が受けられます。男性の方は、男性相談員が対応する電話相談が受けられます。

3 沿革

- | | |
|--------|---|
| 平成4年度 | ・「健康ふれ愛和歌山計画」策定
総合健康福祉棟（仮称）内に女性センターの整備を計画 |
| | ・女性問題懇話会に女性センター検討部会を設置 |
| 平成5年度 | ・総合健康福祉棟（仮称）基本設計 |
| 平成7年度 | ・総合健康福祉棟（仮称）実施設計 |
| 平成8年度 | ・建設工事着工 |
| 平成9年度 | ・女性センター事業企画委員会を設置
・女性センターの愛称募集開始 |
| 平成10年度 | ・女性センターの愛称を「りいぶる」に決定
・女性に関する相談機関ネットワーク会議を設置（11月）
・県民交流プラザ和歌山ビッグ愛（複合施設）竣工
・9階に女性センターを開設（12月）
・女性就業援助センターを女性センターに組織統合 |

平成 13 年度	・女性センターの名称を男女共生社会推進センターに変更（4月） ・女性就業援助促進事業を終了（3月）
平成 21 年度	・県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 9 階に男女共生社会推進センター、 県青少年活動センター、県NPOサポートセンターの3施設を集約し、 会議室等の共用化を開始。併せて開館日、開館時間等を変更。（10月）
平成 22 年度	・男女共生社会推進センターの名称を男女共同参画センターに変更（4月） ・センター運営事業の一部業務委託開始（4月）
平成 24 年度	・「授乳コーナー」設置（1月）
平成 25 年度	・和歌山県立医科大学附属病院内に性暴力救援センター和歌山 「通称：わかやま mine（マイン）」開設（7月）
平成 27 年度	・性暴力救援センター和歌山の運営を子ども・女性・障害者相談センターに移管 （4月）
令和 6 年度	・男女共同参画センターの名称をジェンダー平等推進センターに変更（4月）

4 建物概要

建物名称	県民交流プラザ和歌山ビッグ愛（複合施設）
所在地	和歌山市手平2丁目1-2
敷地面積	31,657.02m ²
延床面積	20,823.64m ²
建物構造	高層棟 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階、地上12階、塔屋2階 低層棟 鉄骨造、地上2階

5 ジェンダー平等推進センター施設概要

施設位置	県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 9 階
面積	558.24m ²

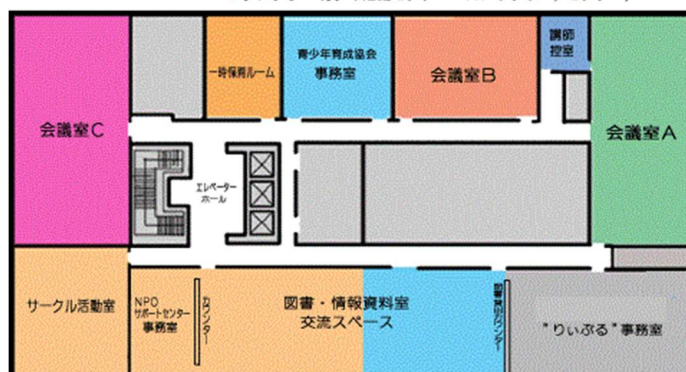
※青少年活動センター分（会議室B・一時保育ルーム）を除く

事務室・所長室・相談室 図書情報資料室 交流スペース（NPOサポート センター分を除く。）・倉庫	講 師 控 室 ※共用	会議室A ※共用	会議室B ※共用	会議室C ※共用	一時保育 ルーム ※共用
229.22m ²	21.72m ²	152.69m ²	91.32m ²	154.61m ²	45.77m ²

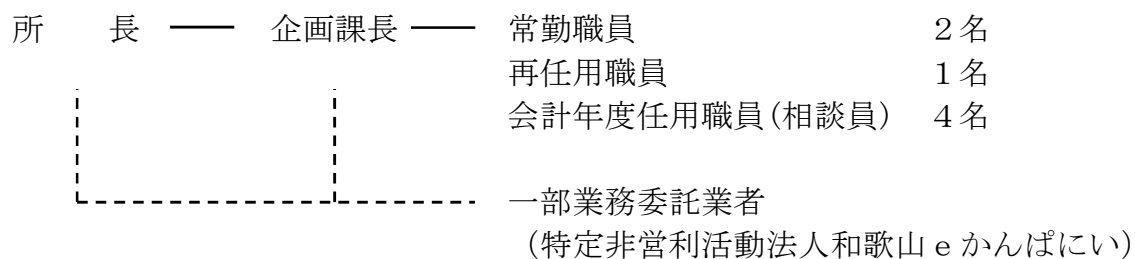
（平面図） ※会議室A・B・C及び一時保育ルームは、3施設共用

和歌山ビッグ愛9階 館内マップ

（りいぶる*・青少年活動センター・NPOサポートセンター）



6 組織



7 利用について

(1) 開館時間

午前 9 時から午後 9 時まで（日曜日は午後 5 時 3 0 分まで）

(2) 休館日

月曜日、祝日、年末年始（1 2 月 2 9 日～1 月 3 日）

8 交通案内

J R 和歌山駅から

- ・徒歩 約 2 0 分
- ・バス 約 5 分 「手平出島」バス停下車
※バス乗り場 1 番から、系統番号 40、42、44、52、55 のいずれかに乗車

J R 宮前駅から

- ・徒歩 約 7 分

南海和歌山市駅から

- ・バス 約 2 0 分 「手平出島」バス停下車
※バス乗り場 1 番から、系統番号 40、42、44、52、55 のいずれかに乗車

令和 7 年度事業計画概要

令和 7 年 5 月末現在

1 センター事業一覧

(単位：千円)

事業名	事業内容	本年度予算額
ジェンダー平等推進 センター運営	(1) 学習と啓発 ・公開セミナー ・語り合い広場 ・ジェンダー平等推進啓発ポスターコンクール ・「みんなにジェンダー平等」提案事業 ・デートDV防止啓発事業 (2) 出会いと交流 ・図書・交流スペース利用拡充事業 ・会議室等の貸出 (3) 情報の収集と発信 ・図書・DVD等の貸出・収集 ・センターニュースの発行 ・ホームページ等による情報発信 (4) 相談と支援 ・総合相談 ・法律相談 ・カウンセリング ・男性相談 ・LGBTQ相談	全体事業費 35,308
女性の活躍促進	(1) 学習と啓発 ・魅力ある女性リーダー養成講座 ・キャリアデザイン講座	549

2 学習と啓発、出会いと交流事業

名 称	内 容	開催予定日・場所	講師等
りいぶるフェスタ 2025	ジェンダー平等推進に向けた意識啓 発を行う。併せてジェンダー平等推進 啓発ポスター最優秀賞受賞者の表彰を 行う。 ・講演会 ・「ジェンダー平等推進啓発」ポス ター最優秀賞受賞者表彰式 ・入賞作品展示等	11/22（土） 和歌山北コミュニ ティセンター	未定
公開セミナー	ジェンダー平等推進を身近に考える ことのできるテーマをとりあげ、講演 会を開催する。	6/14（土） 和歌山ビッグ愛	片山善博さん 大正大学公共政策学 科教授
語り合い広場	ジェンダー平等推進の様々な課題を テーマに、ゲストスピーカーの講義と 参加者との交流会を開催する。 (5回)	8/30（土） りいぶる	アルテイシアさ ん 作家／頌栄短期大学 非常勤講師
		9/6（土） 紀の川市	濱田智崇さん 京都橘大学総合心理 学部総合心理学科准 教授
		10/19（日） りいぶる	高岡尚子さん 奈良女子大学研究院 人文科学系教授
		11/8（土） 田辺市	未定
		1月下旬	未定
「ジェンダー平等 推進啓発」ポス ターコンクール	ジェンダー平等推進をテーマとして 県内の小中高校生等を対象にポスター を募集し、ジェンダー平等推進につい て考える機会を提供する。 募集期間：7月1日～9月16日	—	—

「みんなにジェンダー平等」提案事業	県内のNPOなどの地域活動団体からジェンダー平等推進に関する実施企画を募集し、その中から優秀な5企画を採択し事業委託を行う。 募集期間：5月31日～7月18日	—	—
デートDV防止啓発事業	県内高校等への出前講座を開講（8校）	7/1（火） かつらぎ町立笠田中学校 7/2（水） 白浜町立日置中学校 10/22（水） 県立田辺工業高等学校 11/6（木） 県立たちばな支援学校 11/19（水） 県立星林高等学校 2/3（火） 県立新翔高等学校 未定 県立和歌山北高等学校西校舎 未定 有田市立有和中学校	伊田広行さん 立命館大学大学院非常勤講師 ・ 女性と子どもネット・堺 辻川節子さん
魅力ある女性リーダー養成講座	女性の登用を促進することをめざす企業の取組を支援するため、管理職やリーダーをめざす女性が社外で研鑽を積み、人的ネットワークを構築することを目的に、リーダーシップ講座とロールモデルの交流会、スキルアップ講座を開催する。（2回）	8/26（火） りいぶる 9/26（金） りいぶる	本庄麻美子さん 和歌山大学経済学部准教授／キャリアコンサルタント 谷水美香さん ヒューマン・トータルバランスサポート りんと代表／アサーティブコミュニケーション・トレーナー／精神保健福祉士

キャリアデザイン講座	大学生等と社会人がワールド・カフェ*形式でジェンダー平等とキャリアプラン等をテーマに意見交換を行う。	未定	未定
------------	--	----	----

※ ワールド・カフェ：小グループで席替えをしながら議論を深めていく話し合いの手法で、あたかも参加者全員で話し合っているような効果が得られる。

名 称	内 容	開催予定日・場所
図書・交流スペース利用拡充事業	保育つき読書の時間 育児中の方を対象に、専門の保育スタッフがこどもを一時保育し、読書を楽しむ時間を提供する。 (2回)	6/26(木)、9/25(木) りいぶる
	シアターCafé “りいぶる” ジェンダー平等や自分らしい生き方などを考える機会をもてるように、映画の鑑賞会を開催する。 (2回)	8/2(土)、未定 りいぶる
	絵本の読み聞かせ講座 子育てにかかわる方を対象に、絵本の魅力や読み聞かせの良さなどを学習していただくとともに、実際の読み聞かせの効果的な方法を教える。	9/18(木) りいぶる
	ラッキーBOOK キャンペーン スタッフがおすすめの本や DVD を選び袋にいれたものを、「ラッキーBOOK」として貸し出す。	2/1(日)～3/8(日) 3/7(土) 読書会「ブック Café “りいぶる”」 りいぶる
	ヒューマンライブラリー “りいぶる” 本にみためた語り手が、多様な生き方について話し、直接対話することで相互理解を深め、ジェンダーに気づく機会を提供する。	11/30(日) りいぶる
	図書特設コーナー テーマ毎に図書特設コーナーを設け、併せて関連資料の展示やリーフレットの配布を行う。	りいぶる

3 情報の収集と発信事業

ジェンダー平等に関する図書・資料を中心に収集し、図書・情報資料室に配架するとともに、情報誌等の発行を行い、社会参画や活動支援、男女共同参画、ジェンダー平等の推進を図る。

また、N P O活動及び青少年健全育成関連図書の一括管理を行う。

(1) 利 用

- ・開館時間 火曜日～日曜日 午前9時から午後9時まで
(日曜は午後5時30分まで)
- ・休 館 日 月曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）

(2) 閲 覧

- ・ジェンダー平等を中心とする図書の閲覧
- ・DVDブースでのDVD等鑑賞
- ・行政資料等の閲覧

(3) 図書貸出

① 利用者登録

- ・和歌山県内又は隣接府県等（滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・三重県）に在住・通勤・通学の方
- ・「貸出利用カード発行申込書」に所要事項を記入のうえ、氏名、住所を確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、学生証等）を提示
- ・「貸出利用カード」の発行（有効期限2年）

② 個人貸出

- ・書籍は1人5冊以内、ビデオ・DVDは1人1点まで
- ・期間は2週間まで

(4) 情報誌・書評誌の発行

- ・センターニュース「りいぶる」の発行（年2回）
- ・「りいぶるBookプラス この本よんだ？」
(ボランティアグループが作るりいぶる蔵書の書評誌) の発行（年2回）

(5) インターネットによる情報発信

- ・ホームページによる情報発信
- ・facebookによる情報発信
- ・LINEによる情報発信

4 相談と支援事業

男女共同参画に関連した様々な悩みの相談に応え、自分らしい生き方を実現していけるよう支援する。

“りいぶる”相談室

(1) 総合相談

家庭や職場のこと、生き方への不安など自分らしく生きるうえで、妨げとなる様々な悩みや、相談に男女共同参画相談員が応じる。

●電話相談

火～土曜日 9:00～20:30
(受付は20:00まで)

日曜日 9:00～17:00
(受付は16:30まで)

●面接相談

(要予約・女性のみ)

火～土曜日 9:00～17:30
(受付は16:30まで)

日曜日 9:00～16:00
(受付は15:00まで)

(2) カウンセリング

女性が抱えるこころの問題に女性カウンセラーが応じる。

●電話相談または面接相談

(要予約・女性のみ)

毎月第2金曜日、第4金曜日
13:00～15:40

1日3人、相談時間は1人40分

(3) 法律相談

夫婦、財産相続、金銭問題等、女性にとって身近な法律上の問題に女性弁護士が応じる。

●面接相談

(要予約・女性のみ)

毎月2回(不定期)
13:00～14:50

1日3人、相談時間は1人30分

(4) 男性相談

男性のための電話相談。
職場のストレス、夫婦・家族・人間関係の問題に男性相談員が応じる。

●電話相談

(予約優先・男性のみ)

毎月第2水曜日
16:00～20:00

(受付は19:30まで)

1日5人、相談時間は1人40分

(5) L G B T Q相談

L G B T Qご本人からの相談だけでなく、ご家族や友人など周りの方からの相談にも専門の相談員が応じる。

●電話または面接相談
(要予約:前日の 16:00 までに。
メール予約可)
下記以外、毎月第 1 土曜日
(5、1 月は第 4 土曜日)
14:00～18:00
1 日 4 人、相談時間は 1 人 40 分

令和6年度事業概要

1 学習と啓発、出会いと交流事業

和歌山県ジェンダー平等推進センター“りいぶる”の活動を広く県民に周知し、県民参加のもと「ジェンダー平等」や「男女共同参画」への意識啓発や講座等を実施した。

(1) 男女共同参画週間公開セミナー

男女とも役割にとらわれず、共に男女共同参画社会をつくるために行動を起こす必要性について考える機会とするため、公開セミナーを実施した。

開催日	時 間	場 所	テーマ・講 師	参加者数
6/1(土)	13:30～ 15:00	和歌山県 勤労福祉会館 プラザホープ 4F ホール	「女らしさ、男らしさ」にとらわれない子育て～こどもたちが自分らしく生きるために～ 講師：太田 啓子さん (弁護士)	117 人

(2) 語り合い広場

男女共同参画の様々な課題をテーマとし、ゲストスピーカーによる講義と、講師を交えた参加者の交流会を開催した。

開催日	時 間	場 所	テーマ・講 師	参加者数
7/27(土)	13:30～ 15:30	りいぶる	多様な性を知ることから始めよう ～差別や偏見のない社会のために～ 講師：東 優子さん (大阪公立大学大学院現代システム科学研究科教授)	23 人
8/24(土)	13:30～ 15:30	有田振興局 3 階大会議 室	アンコンシャス・バイアスを知る、気づく、行動する～日常にあふれる“あたりまえ”や“ふつう”～ 講師：張 琴さん (一般社団法人アンコンシャスバイアス研究所講師)	28 人

10/5(土)	13:30～ 15:30	りいぶる	紫式部、“人生の選択”～『源氏物語』 に込められた思いとは？～ 講師：山本 淳子さん (京都先端科学大学国際学術研 究院教授)	49 人
10/26(土)	13:30～ 15:30	海南保健福 祉センター 2階 多目 的ホール	能登半島地震から学ぶ きっと役立つ！ 多様な視点で取り組む防災講座 講師：斉藤 容子さん (人と防災未来センターリサーチ フェロー / 関西国際大学客員 教授)	26 人
11/9 (土)	13:30～ 15:30	りいぶる	多様性の時代、女性議員が増えると世の 中どう変わる？～クォータ制・パリテ法 を考える～ 講師：岩本美砂子さん (三重大学名誉教授)	20 人

(3) 「ジェンダー平等推進啓発」ポスターコンクール

「ジェンダー平等推進啓発」ポスターコンクールを実施した。

- 小・中・高等学校の児童・生徒から107点の応募があり、啓発ポスター
選考委員会において、最優秀賞4点、優秀賞11点を選考し、りいぶるフェ
スタ2024会場において最優秀賞を表彰した。また、入賞作品をりいぶる
フェスタ2024の会場に展示した。
- 和歌山バス株式会社の協力を得て、路線バスの車内へ展示した。

	部 門	受賞者（学年はいずれも令和6年当時）	
最 優 秀 賞	小学生低学年の部	平岡 稟麻さん	(和歌山大学教育学部附属小学校2年)
	小学生高学年の部	兒玉 花葉さん	(和歌山大学教育学部附属小学校4年)
	中学生の部	松村 桃香さん	(田辺市立東陽中学校1年)
	高校生の部	辻本 由希美さん	(和歌山県立和歌山商業高等学校1年)
優 秀 賞	小学生低学年の部	小池 愛怜さん	(和歌山市立楠見東小学校3年)
	小学生高学年の部	杖村 優妃さん	(和歌山市立松江小学校5年)
	中学生の部	坂本 瑞姫さん	(和歌山県立桐蔭中学校3年)
		浅山 陽菜乃さん	(田辺市立高雄中学校1年)

		潮崎 彩愛さん (那智勝浦町立那智中学校 2 年)
		寛座 晴士郎さん (田辺市立高雄中学校 1 年)
	高校生の部	巴山 華音さん (和歌山市立和歌山高等学校 2 年)
		屋成 陽斗さん (和歌山市立和歌山高等学校 2 年)
		堀尾 来菜さん (和歌山市立和歌山高等学校 2 年)
		松本 和也さん (和歌山市立和歌山高等学校 2 年)
		松尾 華蓮さん (和歌山市立和歌山高等学校 2 年)

(4) 「みんなにジェンダー平等」提案事業

ジェンダー平等の推進を図るため、地域の団体やグループなどから事業の企画提案を募集し、優秀な 5 企画を採択し事業を委託した。

実施日	時 間	場 所	受託団体・事業名	参加者数
9/28 (土)	15:15～ 16:15	和歌浦 芸術区	受託団体：LGBTQ と愉快的仲間たち 事 業 名：「カラコエの花」映画鑑 賞会	19 人
12/7 (土)	13:30～ 15:30	りいぶる	受託団体：cocoro サポート・ネット 「カミーニョ」 事 業 名：「世の中に散らばるジェン ダー不平等にクローズ アップ！」	23 人
1/18 (土)	10:00～ 11:30	りいぶる	受託団体：SAYHELLO. WAKAYAMA 事 業 名：真道ゴーさん講演会 「性」を知り、「生」を考える ～自分らしく生きるため に～	45 人
2/8 (土) ～ 2/9 (日)	10:00～17:00	りいぶる	受託団体：特定非営利活動法人 チー ム紀伊水道 事 業 名：私たちだって”いいふうふ” になりたい展 in 和歌山 2025	202 人

12/5 (木)	13:05～14:30	和歌山北高校	受託団体：「からだの権利」教育を推進する助産師の会 事業名：性教育講座：高校生に正しい性の知識を！	1,005 人
12/20 (金)	13:20～15:20	海南高校 美里分校		
1/9 (木)	13:25～14:15	橋本高校		
1/22 (水)	12:40～13:30	和歌山高校		

(5) デートDV防止啓発事業出前講座

県内の高校・中学校の生徒や教職員を対象に自分らしい健全な生活を送るための妨げとなるデートDVの存在を知り、若者におけるデートDV防止を図ることを目的として出前講座を実施した。

開催日	時 間	場 所	講 師	受講者数
5/29(水)	14:10～15:00	和歌山県立日高高等学校	辻川節子さん	664 人
7/5(金)	10:40～11:30	和歌山県立さくら支援学校	伊田広行さん	50 人
9/25(水)	12:25～13:25	和歌山県立紀北農芸高等学校	伊田広行さん	171 人
10/8(火)	13:15～17:15	美浜町立松洋中学校	辻川節子さん	33 人
10/30(水)	13:00～17:00	和歌山県立笠田高等学校	辻川節子さん	129 人
11/20(日)	12:30～16:30	和歌山県立熊野高等学校	伊田広行さん	329 人
12/6(金)	11:30～12:25	日高町立日高中学校	辻川節子さん	85 人
2/26(水)	11:30～15:30	和歌山県立工業高等学校	伊田広行さん	686 人

(6) 魅力ある女性リーダー養成講座

女性の活躍促進が注目されている中、女性の登用を推進することを目指す企業の取組を支援し、管理職を目指す女性が社外で研鑽を積み、人的ネットワークを構築する機会を提供する講座を開催した。

開催日	時 間	場 所	テーマ・講 師	参加者数
8/22(木)	10:00～ 17:00	りいぶる	リーダーシップ講座&ロールモデルによる パネルディスカッションと交流会 講師：本庄 麻美子さん (和歌山大学経済学部准教授／キャリアコンサルタント) パネリスト：坂田 和歌子さん (小西化学工業株式会社 研究部 研究グループ グループマネージャー兼 営業部 開発営業グループ グループマネージャー) 池添 美加さん (株式会社キャリア・ブレス ユー 取締役) 芝田 タ子さん (株式会社島精機製作所 トータルデザインセンター システム開発グループ 課長代理)	23 人
9/5(木)	10:00～ 17:00	りいぶる	スキルアップ講座「アサーティブコミュニケーションを学ぼう」 講師：谷水 美香さん (ヒューマン・トータルバランスサポートりと代表／アサーティブコミュニケーション・トレーナー／精神保健福祉士)	19 人

(7) キャリアデザイン講座

大学生等が若手社会人とワールド・カフェ※形式で意見交換し、自分の理想の未来やジェンダー平等について考えてもらう機会を提供した。

開催日	時 間	場 所	テーマ・講 師	参加者数
10/19(土)	13:30～ 16:00	りいぶる	ジェンダー平等ワールド・カフェ ～大学生等と“若手”社会人の本音ミーティング～ 講師・ファシリテーター： 金川めぐみさん (和歌山大学経済学部長／教授) オブザーバー： 本庄麻美子さん (和歌山大学経済学部准教授)	大学生 15人 ・ 社会人 7人

※ ワールド・カフェ：小グループで席替えをしながら議論を深めていく話し合いの手法で、あたかも参加者全員で話し合っているような効果が得られる。

(8) りいぶるフェスタ2024

ジェンダー平等・男女共同参画週間を身近な課題として捉えるきっかけづくりとすることを目的として。「ジェンダー平等推進啓発ポスターコンクール」の西遊し有償最優秀賞受賞者と講演会を開催した。

開催日	時 間	場所	内 容	参加者数
11/17(日)	13:00 ～15:00	ビッグ愛 1階 大ホール	- ジェンダー平等推進啓発ポスターコンクール最優秀賞表彰式 - 講演会 「南極で働く～かあちゃん調理隊員になる～」 講師：渡貫 淳子さん (調理師、第57次南極地域観測隊調理隊員) - ジェンダー平等推進啓発ポスターコンクール入賞作品展示	102人

(9) 出張！県政おはなし講座

ジェンダー平等や職場のセクシャルハラスメントについて、県職員による出前講座を実施した。

日	依頼団体等	テーマ	参加者数
5/11(土)	日鉄環境労働組合	ジェンダー平等について	17 人
6/19(水)	爺婆さん C G	ジェンダー平等について	5 人
6/26(水)	就労支援事業所めばえ	職場のセクシャルハラスメント	25 人
7/24(水)	社会を明るくする運動 橋本推進委員会	ジェンダー平等について	25 人
12/4(水)	なぎ看護学校	ジェンダー平等について	25 人
1/24 (金)	紀美野町	ジェンダー平等について	56 人
3/22 (土)	和歌山県地方労働組合 評議会	ジェンダー平等について	20 人

(10) 図書・交流スペース利用拡充事業

※実施場所は、りいぶる会議室又は図書・交流スペース

開催日	時 間	内 容	参加者数
8/3(土)	13:30～ 16:20	<u>シアターCafé “りいぶる”</u> 「お終活 熟春！人生、百年の時代の過 ごし方」	39 人
1/26(日)	13:30～ 16:05	<u>シアターCafé “りいぶる”</u> (鑑賞会と交流会) 「裸足になって」	12 人
7/11(木)	10:00～ 12:00	<u>保育つき読書の時間</u> 育児中の方を対象に、専門の保育スタッ フが子供を一時保育し、読書を楽しむ時間 を提供した。	13 組
10/17(木)			12 組
2/20(木)			9 組
9/13(金)	10:00～ 12:00	<u>絵本の読み聞かせ講座</u> こどもたちに小さい時から本に親しんで もらうよう、子育てに関わる本を対象に、 絵本の魅力や選び方、読み聞かせの方法に ついて本の専門家から学ぶ。	16 人
12/1(日)	13:30～ 15:45	<u>ヒューマンライブラリー りいぶる' 23</u> 自分らしい生き方で人生を歩んできた 人々との対話を通して、多様な生き方を知 り、またジェンダーに気づき、参加者自身 の自己肯定感を高める機会とすることを目 的に開催した。	10 人
2/1(土)～ 3/9(日)	—	<u>“りいぶる” 図書室ラッキーBOOK キャン ペーン</u> スタッフがおすすめの本を選び袋に入れ たものを「ラッキーBOOK」として貸し出 した。	貸出 159 人 (405 冊)
読書会 3/8(土)	10:00～ 11:35	また、ラッキーBOOK を利用した人を対 象に、読書会「ブック Café “りいぶる”」 を行った。	読書会 2 人
<u>図書特設コーナー</u> テーマ毎に図書特設コーナーを設け、合わせて関連資料やリーフレットの展示、配布 を行った。 5/23(木)～6/30(日) 男女共同参画週間 8/1(木)～9/29(日) 「ホントビ！ ～本に乗って日本列島を旅しよう～」 11/12(火)～11/30(土) パープルリボンキャンペーン (女性に対する暴力をなくす運動)			

2 情報の収集と発信事業

(1) 図書・交流スペースの運営

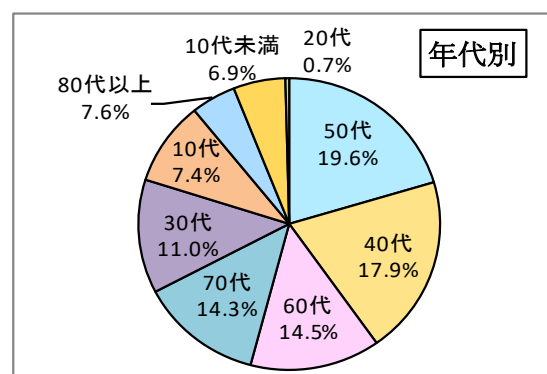
ア 蔵書数（令和7年3月31日現在）
蔵書：12,496冊、ビデオ・DVD：315本

イ 図書貸出利用カード登録者数
372人（カード有効期限2年）

ウ 図書・ビデオ等貸出状況

	開館日数 (日)	貸出者数 (人)	一日当たり 平均貸出者数(人/日)	貸出冊数 (冊)	一人当たり 平均貸出冊数(冊/人)
4月	25	90	3.6	448	5.0
5月	24	91	3.8	475	5.2
6月	26	96	3.7	548	5.7
7月	26	101	3.9	558	5.5
8月	26	86	3.3	559	6.5
9月	24	77	3.2	517	6.7
10月	27	83	3.1	423	5.1
11月	24	76	3.2	338	4.4
12月	24	77	3.2	400	5.2
1月	24	74	3.1	437	5.9
2月	23	91	4.0	620	6.8
3月	26	83	3.2	614	7.4
計	299日	1,025人	3.4人/日	5,937冊	5.8冊/人
5年度計	299日	973人	3.3人/日	6,185冊	6.4冊/人

年代	冊数	構成比(%)
10代未満	411	6.9
10代	454	7.6
20代	39	0.7
30代	650	11.0
40代	1,062	17.9
50代	1,164	19.6
60代	858	14.5
70代	846	14.3
80代以上	452	7.6
計	5,936	

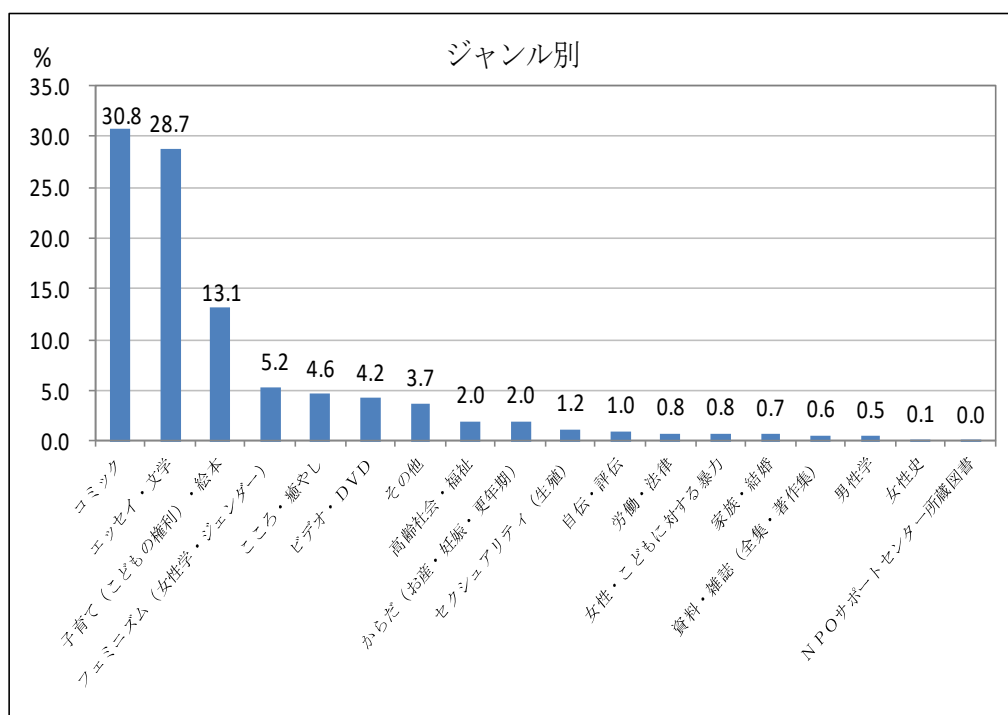


※四捨五入のため構成比の合計値が100とならない場合があります。

エ ジャンル別図書貸出状況

分 類		貸出数(冊)	構成比(%)	令和4年度 貸出冊数(冊)
A	フェミニズム(女性学・ジェンダー)	309	5.2	176
B	労働・法律	50	0.8	72
C	家族・結婚	39	0.7	36
D	女性・子どもに対する暴力	45	0.8	67
E	こころ・癒やし	274	4.6	302
F	子育て(子どもの権利)・絵本	780	13.1	783
G	からだ(お産・妊娠・更年期)	120	2.0	185
H	セクシュアリティ(生殖)	69	1.2	67
I	女性史	5	0.1	6
J	自伝・評伝	58	1.0	43
K	エッセイ・文学	1,706	28.7	1,343
L	高齢社会・福祉	121	2.0	154
M	男性学	28	0.5	24
N	資料・雑誌・(全集・著作集)	38	0.6	169
O	その他	220	3.7	226
P	ビデオ・DVD	(247本)	4.2	(167本)
Q	コミック	1,826	30.8	2,348
R	NPOサポートセンター所蔵図書	1	0.0	17
合 計		本 5,689 冊 DVD 247 本		本 6,018 冊 DVD 167 本

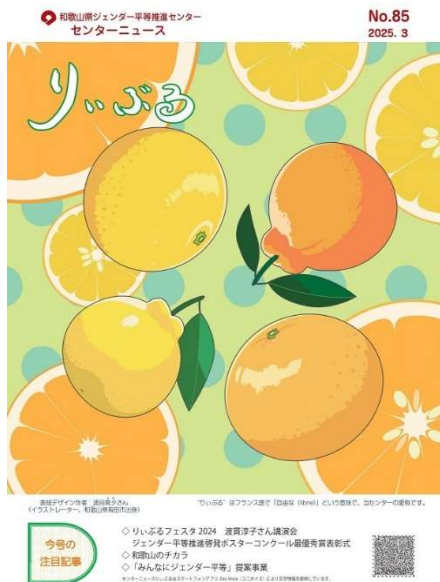
※四捨五入のため構成比の合計値が100とならない場合があります。



※四捨五入のため構成比の合計値が 100 とならない場合があります。

(2) 情報誌 センターニュース「りいぶる」の作成

- 規 格 A4判 8ページ
- 部 数 3,500部／回
- 発行回数 年2回
- 配 布 先 各市町村、各振興局、県内図書館等公共施設ほか



(3) 書評誌「りいぶるBOOKプラス この本よんだ？」

(ボランティアグループが作るりいぶる蔵書の書評誌)

- 規 格 A4判 4ページ
- 部 数 2,000部/回
- 発行回数 年2回
- 配布先 各市町村、各振興局、県内図書館等公共施設他



1

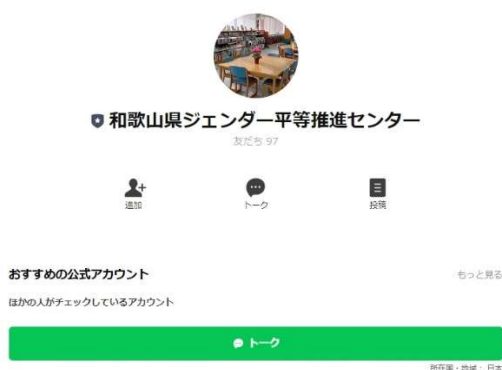


1

(4) ホームページ、facebook、LINE の運営

ジェンダー平等推進のため、インターネットを利用した各種情報提供を行った。

- ・ センターの施設案内
- ・ 図書、DVD 等情報
- ・ 相談窓口案内
- ・ 主催講座案内、講座レポート 等



3 相談と支援事業

(1) 総合相談

- ・男女共同参画相談員による電話相談・面接相談

[電話相談] 火～土曜日 午前9時から午後8時30分
(受付は午後8時まで)

日曜日 午前9時から午後5時
(受付は午後4時30分まで)

[面接相談] (予約制・女性のみ)

火～土曜日 午前9時から午後5時30分
(受付：午後4時30分まで)

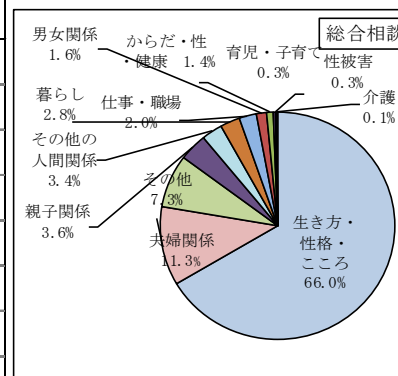
日曜日 午前9時から午後4時
(受付：午後3時まで)

(相談件数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
面接	1	0	0	0	0	1	1	1	1	0	1	0	6
電話	157	174	165	156	180	184	167	150	129	129	116	158	1,865
計	158	174	165	156	180	185	168	151	130	129	117	158	1,871
※令和5年度													1,899

(相談内容)

内 容	件数	構成比(%)
夫婦関係	211	11.3
男女関係	30	1.6
親子関係	67	3.6
その他の人間関係	63	3.4
生き方・性格・こころ	1,234	66.0
からだ・性・健康	26	1.4
仕事・職場	38	2.0
育児・子育て	5	0.3
介護	2	0.1
性被害	5	0.3
学習	0	0.0
暮らし	53	2.8
その他	137	7.3
計	1,871	



※左表相談内容のうち

DV	40件	(85件)
ストーカー	1件	(0件)
セクハラ	2件	(7件)
虐待	20件	(28件)
パワハラ・いじめ	6件	(10件)
差別的取扱い他	4件	(2件)

※()は
令和5年度

※四捨五入のため構成比の合計値が100とならない場合があります。

(2) 法律相談

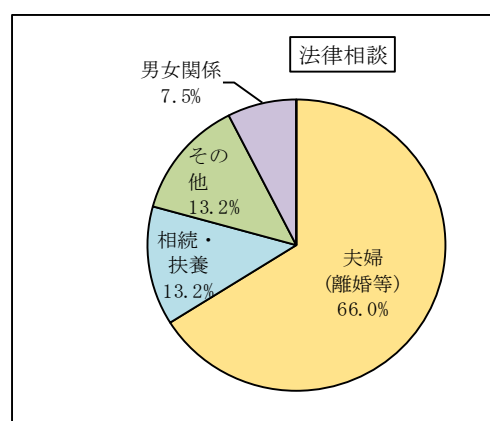
- ・女性弁護士による法律問題に関する面接相談
月3回（不定期） 午後1時から午後2時50分（予約制・女性のみ）

（相談件数）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
5	6	4	4	4	5	4	4	5	4	5	3	53
※令和5年度												65

（相談内容）

内 容	件数	構成比 (%)
夫婦（離婚等）	35	66.0
男女関係	4	7.5
相続・扶養	7	13.2
消費者等	0	0.0
性的被害（セクハラ等）	0	0.0
その他	7	13.2
計	53	



※左表相談内容のうち

DV	5件	(11件)
ストーカー	0件	(0件)
セクハラ	0件	(0件)
虐待	0件	(2件)
パワハラ・いじめ	0件	(1件)
差別的取扱い他	3件	(1件)

※（ ）は
令和5年度

※四捨五入のため構成比の合計値が100とならない場合があります。

(3) カウンセリング

・女性カウンセラーによる面接相談または電話相談

原則毎月 第2金曜日・第4土曜日 午後1時から午後3時40分

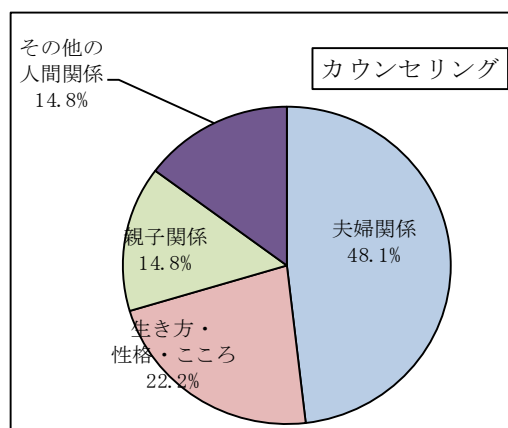
(予約制・女性のみ)

(相談件数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
面接	1	1	1	1	1	0	1	2	2	2	3	2	16
電話	1	1	1	1	1	0	1	0	0	0	2	2	11
計	2	2	2	2	2	0	2	2	2	2	5	4	27
※令和5年度													37

(相談内容)

内 容	件数	構成比 (%)
夫婦関係	13	48.1
男女関係	0	0.0
親子関係	4	14.8
その他の人間関係	4	14.8
生き方・性格・こころ	6	22.2
からだ・性・健康	0	0.0
仕事・職場	0	0.0
性的被害	0	0.0
くらし	0	0.0
その他	0	0.0
計	27	



※左表相談内容のうち

※()は
令和5年度

DV	9件	(9件)
ストーカー	0件	(0件)
セクハラ	0件	(0件)
虐待	0件	(0件)
パワハラ・いじめ	2件	(0件)
差別的取扱い他	1件	(0件)

※四捨五入のため構成比の合計値が100とならない場合があります。

(4) 男性相談

・男性相談員による男性のための電話相談

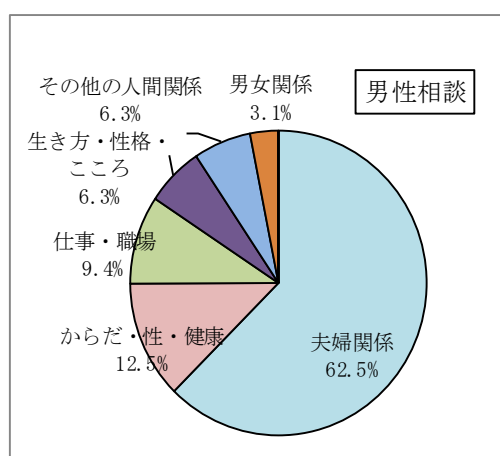
毎月第2水曜日 午後4時から午後8時(予約優先・男性のみ)

(相談件数)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
2	3	2	3	3	4	2	3	3	3	2	2	32
※令和5年度												34

(相談内容)

内 容	件数	構成比(%)
夫婦関係	20	62.5
男女関係	1	3.1
親子関係	0	0.0
その他の人間関係	2	6.3
生き方・性格・こころ	2	6.3
からだ・性・健康	4	12.5
仕事・職場	3	9.4
性的被害	0	0.0
暮らし	0	0.0
その他	0	0.0
計	32	



※左表相談内容のうち

※()は
令和5年度

DV	0件	(0件)
ストーカー	0件	(0件)
セクハラ	0件	(0件)
虐待	0件	(0件)
パワハラ・いじめ	0件	(0件)
差別的取扱い他	0件	(0件)

※四捨五入のため構成比の合計値が100とならない場合があります。

(5) L G B T Q相談

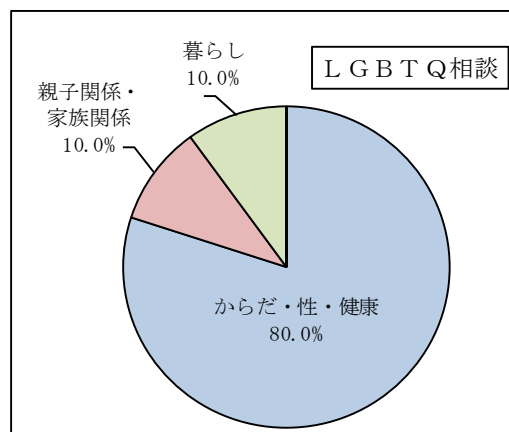
- ・様々な性的指向や性自認の方のための電話相談または面接相談
毎月第2土曜日 午後2時から午後6時(予約優先)

(相談件数)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
2	1	1	0	0	2	1	0	1	1	1	0	10
※令和5年度												3

(相談内容)

内 容	件数	構成比(%)
夫婦(パートナー)関係	0	0.0
男女関係	0	0.0
親子関係・家族関係	1	10.0
その他の人間関係	0	0.0
生き方・性格・こころ	0	0.0
からだ・性・健康	8	80.0
仕事・職場	0	0.0
性的被害	0	0.0
暮らし	1	10.0
その他	0	0.0
計	10	



※左表相談内容のうち

DV	0件	(0件)
ストーカー	0件	(0件)
セクハラ	0件	(0件)
虐待	0件	(0件)
パワハラ・いじめ	1件	(0件)
差別的取扱い他	0件	(1件)

※()は
令和5年度

4 センター利用状況（来訪者数及び貸室等利用者数）

（単位：人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
会議室A	513	448	672	681	342	535	638	466	512	575	569	649	6,600
主催事業				23	62	19	71	20		62	80		337
ジェンダー 平等推進	107	198	153	233	101	120	205	133	184	115	126	100	1,775
他機関 実施	406	250	519	425	179	396	362	313	328	398	363	549	4,488
会議室B	241	346	334	391	171	291	345	307	244	178	233	286	3,367
主催事業											80	54	134
ジェンダー 平等推進	57	168	51	70	56	33	104	16	28	22	33	7	645
他機関 実施	184	178	283	321	115	258	241	291	216	156	120	225	2,588
会議室C	355	507	427	431	370	338	500	609	468	428	418	489	5,340
主催事業									24		22		46
ジェンダー 平等推進	176	300	162	101	78	121	175	216	154	83	177	175	1,918
他機関 実施	179	207	265	330	292	217	325	393	290	345	219	314	3,376
図書 資料室	198	188	207	239	86	162	184	154	158	164	186	176	2,102
サロン 来訪	639	696	835	721	641	694	738	776	582	622	528	614	8,086
一時保育 ルーム	49	70	70	112	44	46	87	97	113		81	78	847
ビッグ愛 大ホール								102					102
各種相談	169	186	174	165	189	196	177	160	141	139	130	167	1,993
視察等													0
地方開催		679	147	75	28	190	204	329	475	746	686	16	3,575
6年度 計	2,164	3,120	2,866	2,815	1,871	2,452	2,873	3,000	2,693	2,852	2,831	2,475	32,012
5年度 計	1,783	1,909	2,374	3,781	2,228	2,098	2,476	2,488	2,300	2,132	2,324	2,258	28,151

参 考 資 料

和歌山県男女共同参画基本計画〔第5次〕(令和4年3月改定)のあらまし

■計画の位置づけ

- ①男女共同参画社会基本法第14条で定める法定計画
- ②和歌山県男女共同参画推進条例第7条に定める「男女共同参画の推進に関する基本的な計画」
- ③女性活躍推進法第6条に基づく都道府県推進計画

■計画期間

計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間としています。また、この期間中においても、社会経済情勢の急激な変化等により、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

■計画のポイント

この計画では、男女共同参画を具体的に推し進めるとともに、女性の活躍を推進するため、「男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり」、「誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり」、「男女がともに活躍する社会づくり」の3つの施策の方向を定めています。

なお、計画改定に当たって、追加または特に見直した項目等は次のとおりです。

- ◇固定的性別役割分担意識の解消
- ◇男性に対する意識啓発の強化
- ◇性暴力に対する相談体制の充実
- ◇ひとり親家庭への支援
- ◇貧困に直面している人や社会生活を円滑に営むことが困難な人への支援
- ◇性的指向や性自認を理由として困難な状況に置かれている人々への支援
- ◇政治の場への女性の参画促進
- ◇女性活躍に率先して取り組む企業等を組織化
- ◇再就職や在宅における就業支援
- ◇男性中心型労働慣行の見直し
- ◇理工系分野への女性参画の促進

■県の基本的な役割

- ①性別にかかわらず男女があらゆる分野で活躍できる環境整備を県民の皆さんと協働して一層推進すること
- ②県民や事業者等の皆さんの男女共同参画に向けた取組を支援すること

■県民、事業者の皆さんの役割

男女共同参画が実現した社会は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会であり、県民の皆さんには、男女を問わず、家庭、地域、職場、学校などあらゆる場でそれぞれの個性と能力を十分発揮していただきたいと思います。

また、事業者の皆さんにも、男女が仕事と生活の調和を実現し、平等に、そして健康に働き続けることができる事業所運営をしていただきたいと思います。

施策の方向Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

- 1 男女共同参画に向けた意識改革
 - (1) 広報・啓発活動の充実
 - (2) 調査・研究及び施策への取り入れ
- 2 相談体制の充実・相談窓口の広報
- 3 男女共同参画推進のための教育等の充実
 - (1) 学校教育での取組の充実
 - (2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育支援の推進
 - (3) 生涯学習等の推進

施策の方向Ⅱ 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり

- 1 男女間のあらゆる暴力の根絶
 - (1) 配偶者等からの暴力への対策の推進
 - ① ドメスティック・バイオレンスに対する社会的認識の徹底
 - ② 相談体制の充実等
 - ③ 被害者の保護・自立支援、暴力行為への厳正な対処
 - (2) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
 - (3) 性犯罪等への対策の推進
 - ① 性犯罪・ストーカー行為・売買春・人身取引等への対策の推進
 - ② 被害者支援の充実・被害者への配慮
 - (4) 各種メディアにおける男女の人権の尊重
- 2 男女が互いの性を尊重する意識づくり・健康づくり
 - (1) 適切な性教育の推進
 - (2) 生涯を通じた健康支援
 - (3) 妊娠・出産期における女性の健康支援
 - (4) HIV／エイズ等の性感染症対策、薬物乱用対策、喫煙・飲酒対策の推進
- 3 困難な状況に置かれている人への支援
 - (1) ひとり親家庭に対する支援の充実
 - (2) 貧困に直面している人や社会生活を円滑に営むことが困難な人への支援
 - (3) 高齢者や障害のある人が安心していきいきと暮らせるための取組
 - (4) 複合的に困難な状況に置かれている人々への支援
 - (5) 性的指向や性自認を理由として困難な状況に置かれている人々への支援

施策の方向Ⅲ 男女がともに活躍する社会づくり

1 政策・方針決定過程での女性の参画の拡大

(1) 県の政策決定過程への女性の参画拡大

- ① 政策決定への県民参画の促進
- ② 県の審議会等への女性の参画の促進
- ③ 県の女性職員の採用・登用等の促進
- ④ 政治の場への女性の参画促進

(2) 市町村における取組の促進

- ① 市町村の政策決定への県民参画の促進
- ② 市町村の審議会等への女性の登用に関する支援等
- ③ 市町村女性職員の採用・登用に関する要請等

(3) 企業、団体等の取組の促進

2 働く場と家庭における男女共同参画の推進

(1) 雇用の分野における男女共同参画の推進

- ① 男女の均等な機会と待遇の確保
- ② 各種ハラスメント防止対策の推進

(2) 就業に向けた支援

- ① 再就職等の支援
- ② 在宅における就労支援
- ③ 起業支援策の充実

(3) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた環境整備

- ① 雇用環境の整備
- ② 男性中心型労働慣行の見直し

(4) 子育て支援策の充実

- ① 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実
- ② 保育所等の整備促進

(5) 介護支援策の充実

(6) 家庭生活への男女共同参画の推進

3 さまざまな分野における男女共同参画の推進

(1) 地域社会への県民参画促進

(2) 農林水産業、商工業等の分野における取組促進

- ① 農林水産業での男女共同参画の推進
- ② 家族従事者等がいきいきと活躍できる環境の整備

(3) 防災・災害復興における男女共同参画の推進

(4) 理工系分野への女性の参画促進

男女共同参画のあゆみ

年 号	世界の動き	国の動き	和歌山県の動き
1945 (昭和20年)	・国際連合誕生 ・「国連憲章」採択	・衆院法改正 (成年女子に参政権)	
1946 (昭和21年)	・婦人の地位向上委員会設置	・総選挙で初の婦人参政権 行使 ・日本国憲法公布	
1947 (昭和22年)		・民法改正(家父長制度廃止) ・教育基本法公布 (男女教育機会均等) ・労働基準法公布 (男女同一賃金)	
1948 (昭和23年)	・「世界人権宣言」採択		
1956 (昭和31年)		・売春防止法制定	
1967 (昭和42年)	・「婦人に対する差別撤廃 宣言」採択		
1975 (昭和50年)	・国際婦人年世界会議 (メキシコシティ)開催 ・「世界行動計画」採択	・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進本部会議 開催 ・総理府婦人問題担当室業務 開始	
1976 (昭和51年)	・ILOに婦人労働問題担当室 設置	民法改正 (離婚後の氏の選択自由)	
1977 (昭和52年)		【国内行動計画】策定	・青少年局育成課に婦人主幹 配置 ・婦人問題連絡会議設置 (庁内関係課室)
1978 (昭和53年)			・婦人問題企画推進会議設置 ・婦人関係施策の調査 ・「婦人問題を考える集い」 開催
1979 (昭和54年)	・「女子差別撤廃条約」採択		・婦人問題世論調査(第1回) ・婦人の政策決定参加状況 調査
1980 (昭和55年)	・「国際婦人の十年」中間年 ・世界会議(コペンハーゲン)開催 ・「国際婦人の十年後半期行動 プログラム」採択	「女子差別撤廃条約」に署名 民法改正 (配偶者の相続 1/3→1/2)	・「婦人の明日をひらく私の意 見」公募 ・「明日をひらく婦人交流のつ どい」開催
1981 (昭和56年)	・「女子差別撤廃条約」発効	・【国内行動計画後期重点 目標】策定	・「婦人文化展」開催
1982 (昭和57年)			・【和歌山婦人施策の指標】 策定(5月) ・婦人問題シンポジウム開催
1984 (昭和59年)		・国籍法・戸籍法改正 (父母両系血統主義、配偶者 の帰化条件の男女同一化)	・青少年婦人課に名称変更 ・婦人の生活と意識調査 (第2回) ・婦人問題懇話会設置
1985 (昭和60年)	・「国際婦人の十年」ナイロビ 世界会議開催 ・「婦人の地位向上のための ナイロビ将来戦略」採択	・女子差別撤廃条約批准 ・国民年金法改正 (女性の年金権確立) ・「男女雇用機会均等法」公布 ・生活保護基準額改正 (男女差解消)	・婦人問題アドバイザー設置 ・県婦人会議設立

国
連
婦
人
の
十
年

年 号	世界の動き	国の動き	本県の動き
1986 (昭和61年)		・婦人問題企画推進本部拡充 (構成省庁を全省庁に)	・県婦人議会開催 ・「婦人のつどい」開催
1987 (昭和62年)		・【西暦2000年に向けての新国 内行動計画】策定	・「紀州の女のまつり」開催
1988 (昭和63年)			・【21世紀をめざすわかやま 女性プラン】策定(3月)
1989 (平成元年)			・女性の生活と意識調査 (第3回) ・「ナウナウわかやま」開催
1990 (平成2年)	・「婦人の地位向上のための ナイロビ将来戦略に関する 第1回見直しと評価に伴う 勧告及び結論」採択		・「かがや紀のおんな」開催
1991 (平成3年)		・【西暦2000年に向けての新国 内行動計画(第1次改訂)】 策定 ・中学校の家庭科男女必修 開始 ・「育児休業法」公布	・北陸・中部・近畿婦人問題 地域推進会議開催 (総理府と共催) ・「女性問題を考えるフォー ラム」開催
1992 (平成4年)		・「育児休業法」施行	・「和歌山女性フェスティバル」 開催
1993 (平成5年)		・「パートタイム労働法」施行	・青少年女性課に名称変更 ・「トークイン和歌山」開催
1994 (平成6年)	・開発と女性に関する第2回ア ジア・太平洋大臣会議(ジャ カルタ)開催 ・「ジャカルタ宣言及び行動 計画」採択	・高校の家庭科男女必修開始 ・総理府に男女共同参画室・ 男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画推進本部設置	・女性の生活と意識調査 (第4回) ・平成女性和歌集編集 ・審議会等委員への女性の登 用推進要綱制定(3月)
1995 (平成7年)	・第4回世界女性会議(北京) 開催 ・「北京宣言及び行動綱領」 採択	・「育児休業法」改正 (介護休業制度の法制化) (一部H11.4.1施行)	・【わかやま女性プラン】改定 (3月) ・「女性のつばさ」海外派遣 開始
1996 (平成8年)		・【男女共同参画2000年プラ ン】策定	・生活文化部に女性政策課 設置 ・わかやま女性100人委員会 設置
1997 (平成9年)		・男女雇用機会均等法改正 ・労働基準法女子保護規定 撤廃(H11.4.1施行) (一部H10.4.1施行) ・介護保険法公布	・「女性参政権行使50周年 記念イベント」開催 ・男女共生社会づくり協議会 設置
1998 (平成10年)			・男女共生社会づくりに関する 県民意識調査 ・県女性センター開設(12月)
1999 (平成11年)		・「男女共同参画社会基本法」 公布・施行(6月)	
2000 (平成12年)	・国連特別総会「女性2000年 会議」開催(ニューヨーク) ・「政治宣言及び成果文書」 採択	・【男女共同参画基本計画】 策定 ・「児童虐待防止法」施行	・【和歌山県男女共生社会づ くりプラン】策定(3月)

年 号	世界の動き	国の動き	本県の動き
2001 (平成13年)		・省庁再編により内閣府男女共同参画局に改組男女共同参画会議設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」制定(4月)・施行(10月) ・第1回「男女共同参画週間」 ・第1回「女性に対する暴力をなくす運動」	・機構改革による名称変更 男女共生社会推進課 男女共生社会推進センター ・男女共生社会推進本部設置 ・審議会等への女性の参画促進要綱制定(10月)
2002 (平成14年)		・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催 ・男女共同参画会議決定「配偶者暴力防止法」、「平成13年度監視」、「苦情処理等システム」	・男女共同参画推進条例施行(4月) ・男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画に関する県民意識調査実施
2003 (平成15年)		・男女共同参画会議決定 ・「女性のチャレンジ支援作の推進」 ・次世代育成支援対策推進法公布・一部施行 ・「少子化社会対策基本法」施行	・【和歌山県男女共同参画基本計画】策定(3月)
2004 (平成16年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正(6月公布、12月施行)及び同法に基づく基本方針策定	・「男女共同参画フォーラムinわかやま」開催(高野山) ・男女共同参画に関する施策苦情処理要領策定(8月)
2005 (平成17年)	・第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)開催(ニューヨーク)	・男女共同参画会議答申「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方」 ・男女共同参画基本計画(第2次)策定(12月)	
2006 (平成18年)		・「男女雇用機会均等法」改定	・「和歌山県男女共生社会推進センターの在り方」提言(1月) ・男女共同参画に関する県民意識調査実施
2007 (平成19年)		・「配偶者からの暴力の防止及び配偶者の保護に関する法律」改正	・【和歌山県男女共同参画基本計画】改定(3月)
2008 (平成20年)		・「次世代育成支援対策推進法」改正	・機構改革による名称変更 青少年・男女共同参画課(青少年課と男女共生社会推進課を統合)
2009 (平成21年)		・「育児・介護休業法」改正	
2010 (平成22年)	・第54回国連婦人の地位委員会(国連「北京+15」記念会合開催(ニューヨーク))	・男女共同参画会議答申「第3次男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方」(7月) ・男女共同参画会議答申「男女共同参画基本計画の変更」(12月) ・男女共同参画基本計画(第3次)策定(12月)	・機構改革による名称変更 男女共同参画センター ・男女共同参画に関する県民意識調査実施
2012 (平成24年)			・【和歌山県男女共同参画基本計画】第3次(3月)

年 号	世界の動き	国の動き	本県の動き
2013 (平成25年)		・「配偶者からの暴力の防止及び配偶者の保護に関する法律」改正	・性暴力救援センター和歌山「わかやまmine(マイン)」開設
2014 (平成26年)		・内閣に「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置	
2015 (平成27年)	・第59回国連女性の地位委員会(国連「北京+20」記念会合)開催(ニューヨーク)	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 ・男女共同参画基本計画(第4次)策定(12月)	・性暴力救援センター和歌山福祉保健部に所管変更 ・男女共同参画に関する県民意識調査実施
2016 (平成28年)		・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」全面施行(4月)	
2017 (平成29年)			・【和歌山県男女共同参画基本計画】第4次(3月) ・「女性活躍起業同盟」発足(10月)
2018 (平成30年)		・「政治分野における男女共同参画推進法」成立(5月)	
2019 (平成31年) (令和元年)	・G20大阪首脳宣言	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正	
2020 (令和2年)	・第64回国連女性の地位委員会(北京+25)(ニューヨーク)	・男女共同参画会議答申「第5次男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方」(7月) ・男女共同参画会議答申「男女共同参画基本計画の変更」(12月) ・男女共同参画基本計画(第5次)策定(12月)	・男女共同参画に関する県民意識調査実施
2021 (令和3年)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正 ・「育児・介護休業法」改正	
2022 (令和4年)		・「AV出演被害防止・救済法」公布・施行 ・「困難女性支援法」成立(5月)	・【和歌山県男女共同参画基本計画】第5次(3月)
2023 (令和5年)		・「配偶者からの暴力の防止及び配偶者の保護に関する法律」改正	
2024 (令和6年)		・「育児・介護休業法」改正	・機構改革による名称変更 多様な生き方支援課 ジェンダー平等推進センター

和歌山県男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策 (第7条—第17条)

第3章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等 (第18条—第22条)

第4章 和歌山県男女共同参画審議会 (第23条—第25条)

第5章 雑則(第26条)

附則

男女は、人として平等であり、その人権は、性別にかかわらず尊重されなければならない。

和歌山県は、男女が平等で、共に生かし合い支え合うことのできる社会の実現を目指した積極的な取組を行ってきた。しかし、性別による固定的な役割分担意識を反映した制度や慣行による不平等は、根強く残り、社会参画を求めながらもその願いがかなわない人々が、今なお存在する。

このような状況の中で、少子高齢化、国際化及び高度情報化の進展等社会経済情勢の急激な変化に対応し、和歌山県を真に住みよいふるさととするためには、男女が共に社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、互いの個性と能力を十分に発揮しつつ利益を等しく享受し、共に責任を分かち合うことのできる社会の実現が、緊急かつ重要な課題となっている。

ここに、私たちは、男女共同参画を更に推進し、すべての男女が、人間としての誇りをもち、心の豊かさと経済的な豊かさを共に実感しつつ、安心して生き生きと暮らすことのできるふるさと和歌山を創造するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の基本的施策に関して必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 人を不快にさせる性的な言動により、個人の生活環境を害し、又は当該言動を受けいれないことその他の当該言動を受けた個人の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる理念を基本として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担意識を反映して、男女の社会における主体的で自由な活動の選択を制約することのないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域その他の社会生活における活動とを円滑に両立できるようにすること。
- (5) 男女が、それぞれの性について理解を深めることで、妊娠、出産その他の性と生殖に関し、互いの意思が尊重され、生涯にわたる健康と安全が確保されること。
- (6) 他の地方公共団体との広域的連携及び国際的協調の下に行われること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める理念(以下「基本理念」という。)

にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、県行政のあらゆる分野において、施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

（県民の責務）

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女が性別にかかわらず個性と能力を発揮し、かつ、職業生活と家庭生活とを円滑に両立できるよう職場環境の整備に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

（基本計画）

第7条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 男女共同参画の推進に関する長期的な目標、施策の方向及び基本的な事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じるとともに、和歌山県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（県民等の理解を深めるための措置）

第8条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うとともに、学校教育その他のあらゆる教育において、男女の人権の尊重及び男女共同参画に関する学習の機会の確保及び教育の内容の充実が図られるよう努めるものとする。

（県の政策決定過程等における男女共同参画の推進）

第9条 県は、審議会その他の附属機関等の委員を任命又は委嘱するときは、男女の構成員数の均衡を図るよう努めるものとする。

- 2 県は、政策決定過程等における男女共同参画を率先して推進するため、職員の任用に当たっては、本人の意欲と能力に基づく実質的な男女平等を確保するとともに、職員である男女の職域の拡大、能力開発その他職場環境の整備に努めるものとする。

（子育て・介護環境の向上）

第10条 県は、男女が共に、子育て及び家族の介護に積極的にかわり、家庭生活における活動と家庭生活以外における活動とを円滑に両立できるよう、家族はもとより、地域、職場、学校等が相互に協力しながら一体となって支え合うことができる環境づくりに努めるものとする。

（事業者が行う活動への支援及び情報収集等）

第11条 県は、事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- 2 知事は、男女共同参画の推進のために必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の就業状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
- 3 知事は、前項の報告により把握した男女共同参画の状況等を公表することができる。

（農林水産業、商工業等の産業の分野における男女共同参画の推進）

第12条 県は、起業又は経営等の事業活動を行う男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、その個性と能力を十分に発揮できる環境づくりに努めるものとする。

- 2 県は、農林水産業及び家族経営的な商工業等に従事する男女が、性別にかかわらず生産又は経営における活動と家庭生活における活動とを円滑に両立できるとともに、それぞれの活動に共同して参画できる環境づくりに努めるものとする。

(県民が行う活動への支援)

第13条 県は、県民が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、助言、男女共同参画の推進のための人材の養成その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(市町村との協力)

第14条 県は、市町村に対し、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策への協力を求めることができる。

2 県は、市町村が行う男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、市町村からの求めに応じ、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(調査研究)

第15条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(財政上の措置)

第16条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(年次報告)

第17条 知事は、毎年、男女共同参画の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表しなければならない。

第3章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

第18条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント、男女間の暴力的行為(身体的又は精神的な苦痛を著しく与える行為をいう。以下同じ。)その他の行為により男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第19条 何人も、公衆に表示する情報において、性別によ

る差別的取扱い又は男女の人権を損なうような暴力的行為を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現その他の男女の人権の侵害につながるような表現を行うことのないように努めなければならない。

(相談への対応等)

第20条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する行為について、県民若しくは事業者又は県内に在勤若しくは在学する者(以下「県民等」という。)からの相談に適切に対応するため、相談員の設置等相談体制の充実に努めるものとする。

(被害者支援)

第21条 県は、配偶者その他の親族又は事実上婚姻関係と同様の事情にある者(過去においてこれらの関係にあった者を含む。)から、家庭内等において、男女間の暴力的行為により被害を受け、又は受けるおそれのある者(以下「被害者」という。)に対し、必要に応じて助言、施設への一時的な入所等による保護その他の適切な支援を行うものとする。

2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第3条第1項の規定による配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たす施設及び知事が別に指定する施設(以下「センター等」という。)の長は、前項に規定する一時的な入所等による保護又は同法第3条第3項第3号に規定する一時保護を行った場合において、被害者からの申出に基づき、男女間の暴力的行為又は同法第1条第1項に規定する配偶者からの暴力(以下「暴力的行為等」という。)が当該被害者に対して引き続き行われるおそれがあるときその他被害者の保護のため必要があると認めるときは、次に掲げる措置をとることができる。

(1) 被害者に対し暴力的行為等を行った者又はその者から依頼を受けた者(以下「加害者等」という。)からの照会等に対し、当該被害者及びその同伴する家族の存在を秘匿すること。

(2) 加害者等に対し、センター等の施設内における当該被害者及びその同伴する家族との面会又は通信を禁止し、又は制限すること。

3 センター等の長は、被害者の保護のため必要があると認めるときは、当該被害者からの申出に基づき、警察等関係機関に対する協力の要請その他の必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第 22 条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進 に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について県民等から苦情があったときは、当該苦情への適切な対応に努めるものとする。

2 知事は、前項の苦情への対応に当たって特に必要があると認めるときは、和歌山県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

第 4 章 和歌山県男女共同参画審議会

(設置及び所掌事務)

第 23 条 男女共同参画の推進を図るため、和歌山県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事務を行う。
- (1) 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。
 - (2) 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について必要に応じ、調査し、及び意見を述べること。
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属することとされた事務
- 3 審議会は、前項に規定する事務を行うほか、男女共同参画に関する重要事項について、知事に意見を述べるができる。

(組織)

第 24 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

- 2 委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 1 0 分の 4 未満であってはならない。

(委員)

第 25 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

第 5 章 雑則

(委任)

第 26 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(平成 1 7 年 7 月 6 日条例第 9 4 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

(平成 2 5 年 1 0 月 4 日条例第 4 7 号)

この条例は、平成 2 6 年 1 月 3 日から施行する。

男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日公布、施行

目 次

前 文

第 1 章 総則(第 1 条—第 12 条)

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する
基本的施策(第 13 条—第 20 条)

第 3 章 男女共同参画会議(第 21 条—第 28 条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会におけ

る取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大

臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。
- 3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。
- 4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。

ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、

必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）（抄）

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法（平成 9 年法律第 7 号）は、廃止する。

附 則（平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号）（抄）

(施行期日)

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
（施行の日＝平成 13 年 1 月 6 日）

一 略

二 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号）（抄）

(施行期日)

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）